

## 2024年度制度改正に伴う

## 発電設備10kW以上の変更認定にご注意!

発電設備の出力が10kW以上（20年売電）の太陽光設備が設置されている住宅や発電所の売買において変更認定申請（名義変更）をする場合は、

以下の書類が揃えば、「事前周知措置の実施」または「説明会の開催」を行わずに変更認定申請ができます。

- ☑ 建物表題登記の登記事項証明書
- ☑ 使用前自己確認届出 ※2023年3月20日より前に運転開始した500kW未満の設備を除く。
- ☑ 建築基準法に基づく検査済証の写し
- ☑ 太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真・図面

上記書類揃わない場合は、「事前周知措置の実施」または「説明会の開催」が必要です。

事前周知措置と説明会のどちらを行うかの判断については、以下のURLをご確認ください。

※変更認定申請の際に、事前周知措置概要報告書など資料の提出が求められます。

### 重要ポイント

名義変更で必要なケースは、事業譲渡、合併、会社分割等を原因とする場合です。相続の場合は必要ありません。詳細は下記URL(※)にてご確認ください。

(※)詳しくは、JP-AC:制度改正に伴う追加・変更内の「説明会または事前周知措置」をご確認ください。  
[https://jp-ac-info.jp/system\\_change/](https://jp-ac-info.jp/system_change/)



**Q** 発電設備の出力が10kW以上（20年売電）の太陽光設備が設置されている住宅や発電所の変更認定申請（名義変更）手続きはどうしたらよいでしょうか。

- ▶▶ **A** 屋根設置区分の認定に必要な資料を揃えてください。  
資料が揃わない場合は「事前周知措置の実施」または「説明会の開催」が必要です。

**Q** 太陽光を設置した販売工務店が対応しなければなりませんか？

- ▶▶ **A** お客様が販売工務店様を仲介せずに売買された場合は、販売工務店でなく仲介業者にて対応していただくことで良いと思います。ただし、お客様と販売工務店様の関係によってはその限りではない場合もあります。

**Q** 「事前周知措置の実施」と「説明会の開催」のどちらかの判断はどうすればよいですか？

- ▶▶ **A** 上記のJP-ACの制度改正に伴う追加・変更に記載されています。例えば砂防三法の許可対象エリアの場合は、「説明会の開催」が必要になります。

**Q** 「事前周知措置の実施」はどのように進めたら良いですか？

- ▶▶ **A** 当社にてフロー説明書を作成しました。「ダウンロード先」からご確認ください。  
尚、「説明会の開催」については設置場所などにより異なるため、関係各所にてご確認ください。

事前周知措置  
概要報告の解説資料

本資料は、各種関係ページからの情報を基に作成しております。  
最終的な判断は、経済産業省またはJPEA代行申請センターによるものとなりますので、ご了承ください。



お問い合わせは

9:00 ~ 18:00 (土日祝日除く)

# 03-5642-3733